

2008 年度（平成 20 年度）
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 事業報告

．はじめに

障害者を取り巻く社会情勢が変貌するなかで、障害者施策の大きな変革の一年となった。国内では、「障害者自立支援法」施行後 3 年の見直しが大きな局面をむかえ、社会保障審議会障害者部会や与野党の障害者福祉委員会等において、日身連をはじめ障害者団体等とのヒアリングが重ねて行われてきた。また、障害者の雇用・就労に関し喫緊の課題であった中小企業の実雇用率低迷や短時間労働の雇用義務対象等については、平成 20 年 12 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、障害者雇用の一層の促進が図られることになった。

一方、国外では、平成 19 年 9 月に署名された「障害者権利条約」が、平成 20 年 5 月に発効となり、いよいよ条約の早期批准にむけた動きが加速化し、障害者団体と国及び政党との間で本格的な作業に入った。また、「障害者基本法」改正施行後 5 年の見直しについて、「障害者権利条約」批准を視野に入れた検討が始まった。日身連は、今回の見直しが、「障害者権利条約」の精神や内容を十分に踏まえながら、条約批准の主な要件の一つとして行われるよう、他の障害者団体と連携し、国や政党に対し提案を行っているところである。

このような障害者に係わるさまざまな法制度等の改変のあった年のなかで、障害者一人ひとりが、格差なく地域における自立した生活と社会参加が促進され、そして、個人の人権の保障と尊厳尊重のもとに差別を禁止する社会の実現を目指し、日身連は、要望活動を積極的に努めてきた。

．日身連の主な事業

1．日本身体障害者福祉大会

日身連並びに高知県身体障害者連合会主催により、平成 20 年 5 月 29 日から 30 日の 2 日間、「第 53 回日本身体障害者福祉大会 こうち大会」を開催した。大会初日は、高知県民文化ホールにおいて、第一政策会議として「障害者の社会的自立と参加の方法やその背景を考える」をテーマに、在宅就労障害者の活動についてユニフィカ代表理事、林美恵子氏による基調講演と地元の有識者の方々等によるシンポジウムを行った。第二政策会議では、「自立と共生の地域社会づくりと障害福祉」をテーマに、独立行政法人福祉医療機構理事で元厚生労働省障害保健福祉部長の塩田幸雄氏の講演が行われた。

大会 2 日目には、高知県立県民体育館において、全国から 3,000 余名の会員の参集するなか大会式典を行った。議事では、日身連の活動実績や活動方針等とともに、「障害者権利条約」批准に向けた国内法制の早期整備、小規模作業所を含めた雇用及び就労支援施策の一層の充実、そして、地域格差のない障害者福祉施策の実現等を求めた決議や、障害者福祉向上に対する大会宣言が採択された。

2. 国及び政党等に対する要請行動の積極的展開

各加盟団体からの国等に対する要望事項については、例年のとおり、中央省庁への文書による要請活動とともに、国や政党に設けられた各種委員会や審議会等へ積極的に参画し、障害者施策に関する日身連の見解を示すことに努めた。

特に、障害者雇用の促進については、平成20年12月9日に行われた衆議院厚生労働委員会での「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」の審議において、日身連が参考人として出席し、意欲や能力がある障害者の雇用がさらに促進し、障害者の雇用機会の拡充のための取組みの必要性について意見を述べた。

また、平成19年からの懸案事項であった駐車規制及び駐車許可制度見直しに対する要望については、日身連は、加盟団体からの現況報告をもとに、警察庁との継続協議や要望書の提出等重ねて強く要請活動を行う一方、各加盟団体においても日身連と協力・連携のもと、都道府県警察に対して要請活動が行われた。平成20年8月には、日身連会長・副会長並びに各ブロックからの出席者と警察庁との間で協議の場を持ち、課題解決への対策が早急に講じられるよう、さらに要望を行った。そして、平成20年12月に再度要望書を提出し、警察庁は、これまでの日身連との協議等を踏まえ、同月、駐車除外措置対象範囲を下肢3級の1から下肢4級までとする変更事項を各都道府県警察及び管区警察局に対し通達した。

3. 障害者自立支援法の施行に関する啓発活動の展開

障害者自立支援法施行後3年の見直しについては、社会保障審議会障害者部会や与野党内の障害者福祉委員会等において協議検討が進められる中で、日身連は、“介護保険との統合を前提としないことを条件とした上で、地域生活の環境整備を図り、障害者の自立と格差のない制度の在り様”を基本とした見直し事項を要望し、理解を求め要請活動を行った。このような日身連の要望を踏まえ、平成21年2月、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームが、介護保険との整合性を考慮した仕組みを解消し、能力に応じた利用者負担、資産要件の撤廃等を見直すとした「障害者自立支援法の抜本的見直しの基本方針」が出され、同年3月には与党において、障害者自立支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会に上程されることになった。

今回の法改正案へ着手できたことについては、これまでの間、各加盟団体と連携した要望活動の成果であった。日身連は、引き続き、障害程度区分や所得保障等といった解決すべき諸課題について、障害者施策等に関する検討委員会において、さらに検討していく。

4. 中央障害者社会参加推進センター事業の実施

障害者の人権擁護や消費生活といった地域で生じている諸課題に関する研修の場として、平成20年7月9日、虎ノ門パストラル(東京都港区)において「障害者110番事業研修会」を開催し、悪質商法問題をテーマに消費生活専門相談員

の岩澤禮子氏の講演の他、消費者問題についてグループ討議を行った。

5. 地域生活支援事業（小規模作業所）の支援・促進

小規模作業所に対する国庫補助（110万円）については、平成21年度以降も継続して実施されるよう強く要望し、予算確保の実現をみた。また、新体系への円滑な移行促進のため、定員数を下げる等といった要件緩和や移行困難な作業所に対する支援対策が、早急に図られるよう国や政党へ要望を行った。小規模作業所等福祉施設における就労基盤の安定については、国や地方公共団体等からの受注が確保されるよう、所謂「ハート購入法案」成立に向けた要望を、国や政党に対し行った。さらに、小規模作業所等の安定した仕事の確保による工賃向上の仕組みの構築に向けた基礎的データの収集のためのアンケート調査に協力する等、他の障害者団体と連携しながら、小規模作業所等に対する支援の取り組みを積極的に行った。

6. 働く身体障害者からのメッセージ発信事業（旧身体障害者職業自立等啓発事業）の実施

厚生労働省の委託事業として、重度障害者の職業的自立に向けた情報の提供及び個別支援、ハローワークや地域障害者職業センター等の関係諸機関の活用に関する相談等を行うための職業自立相談員設置と、重度視覚障害者に対するあん摩マッサージ師・鍼師・灸師といった自営及び起業等に関するノウハウ等の情報を提供するための職業自立コンサルタントを設置した。

また、平成20年9月26日、仙台サンプラザ（宮城県仙台市）、同年12月10日、埼玉県障害者交流センター（埼玉県さいたま市）の2ヶ所において、重度障害者が利用する施設等の利用者、施設職員等が参加し、厚生労働省雇用対策調査官の講演と福祉と労働の連携をテーマにしたパネルディスカッションをプログラムに「就業セミナー・働く障害者からの声」を開催した。

7. 障害者相談支援事業の充実

相談員研修事業として、地域6ブロックで開催される障害者相談員研修会に対して助成を行った。そのほか身体障害者相談員全国連絡協議会では、平成20年7月30日、平成20年度の同協議会理事会を東京都障害者福祉会館（東京都港区）において開催した。また、同協議会会員の方へ「相談員会報 第10号」（平成21年3月31日発行/8,000部）を、同協議会を通して配布した。

その他、独立行政法人福祉医療機構の助成事業（継続事業/障害者相談活動啓発・研修事業）として、平成20年6月25日、江陽グランドホテル（宮城県仙台市）、同年7月26日、じゅうろくプラザ（岐阜県岐阜市）、同年9月30日、福岡国際会議場（福岡県福岡市）、同年11月19日、大阪国際会議場（大阪府大阪市）の4ヶ所において「障害者相談活動実践セミナー」を開催し、地域のピアカウンセラーとしての相談員のあり方や障害者権利条約と相談支援の関わりをテーマに講演と学習会を行った。

また、消費生活協同組合助成金助成事業として、障害者相談支援体制に関する啓発事業を実施し、全国の約 1500 名の身体・知的・精神の障害者相談員の実態・意識調査を行い、調査結果を分析するとともに、検討すべき課題に対する提言を含めた報告書を作成し、日身連加盟団体をはじめ、関係する障害者団体、行政等へ無償頒布し、障害者相談員並びに相談員制度の維持・充実に努めた。

8. 機関紙の充実

毎月 1 回「日身連」機関紙（8,000 部）を発行し、障害者福祉関連をはじめとし、関連する分野や日身連主催の事業等について情報提供を行った。また、従来の内容に加え、国内外のトピックスを盛り込む等、紙面の充実を行った。

9. 日身連の組織及び基盤の強化

障害当事者団体としてのリーダー的な役割と期待に応えうる組織として、以下の機能強化を図った。

(1) 政策機能の強化

日身連会長の諮問機関として前年度に設置された「障害者自立支援法の見直しにかかる検討委員会」において、障害者自立支援法の抜本の見直しにかかる諸課題に対して、慎重な検討を踏まえながら、国や政党に対して提言を行った。また、障害者自立支援法にとどまらず、障害者権利条約や障害者基本法改正等を含めた障害者施策について十分な検討を図る目的で、同検討委員会を「障害者施策等に関する検討委員会」として改め、平成 21 年 3 月 23 日に第 1 回委員会を開催し、さらに十全な政策機能体制が図られるよう努めた。

正副会長会を定期的に行い、日身連の諸事案について協議し、方針を確認するとともに、国や政党の審議会や委員会等へ出席し、障害者問題や障害者施策の課題について提言をする等、正副会長会として積極的に取り組んだ。

(2) 財務基盤の強化

日身連の財政基盤を強化のため、経費支出を抑えるとともに、以下の通り、財政の強化に努めた。

賛助会員制度について法人並びに個人会員の増員に努力したが、十分な成果をあげるにいたっていない。

災害時対策として投てき型消火器「投げ消すサット 119」の普及を行い、各加盟団体の協力により、平成 20 年度において 1,786 本を頒布し、ある程度の成果をあげることができた。

障害者権利条約の理解と啓発運動として、平成 20 年度から引き続き、イエローリボンや障害者権利条約啓発冊子の普及に努め、平成 20 年度においてイエローリボン 1,338 個、啓発冊子 2,593 冊を頒布した。

事業経費の改善が検討されていたジパング倶楽部事業については、平成 21 年 2 月 26 日、東日本鉄道会社に対し、健全な運営が図られるよう手数料の見直しに関する要望書を提出した。

10. 日本障害フォーラム（JDF）関連事業

小川榮一日身連会長が JDF 代表であることから、JDF 関連の活動については、他の構成団体と連携し、国内外的な活動の展開に協力した。その活動の中でも、障害者権利条約については、平成 20 年 5 月 3 日の発効後、さらに条約の批准に向けた取り組みが加速するなかで、国や政党におけるヒアリングには積極的に出席した。

また、障害者基本法の施行後 5 年の見直しについては、平成 21 年から頻繁に行われている国及び政党とのヒアリングに、今回の改正が、障害者権利条約の批准の条件とせず、条約の理念や内容を十分に踏まえて行うべきであり、個人の尊厳の尊重をもとにした生活保障の具現化を求めるべきとする見解を明示した。併せて、「障害者差別禁止法」（仮称）制定の道筋とモニタリング機関設置の必要性、さらにまた、虐待を防止する法律の創設を含めた一体的な法改正の具現化を求め、要望活動に努めた。

さらに、障害者権利条約の批准に向け、条約への理解と障害者の権利が保障される社会の必要性への理解・啓発事業の一環として、「地域フォーラム」を全国 6 カ所（熊本県、岡山県、東京都、大阪府、宮城県、京都府）において開催した。事業の実施にあたっては、各開催地の加盟団体等の協力連携のもと、フォーラムの成功をみる事ができた。

以 上